

公益社団法人福岡県介護福祉士会  
選挙管理細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人福岡県介護福祉士会(以下「本会」という。)[役員(理事及び監事)選出規則(以下「役員選出規則」という。)]第9条に規定する選挙管理委員会とその役員選出にかかる事務及び実施ならびに、役職者の互選規定にかかる諸手続きについて定めるものとする。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、本会の事務局に置く。

第3条 選挙管理委員会は、役員を選出にかかる以下の各項の事務を管理する。

- (1) 支部選出理事の選挙
- (2) 県選出理事の選挙
- (3) 役職者の互選

第2章 役員(理事及び監事)の選出にかかる諸手続き

(正会員以外の理事及び監事の選出)

第4条 正会員以外の理事及び監事の選出は、本会役員改選の前年度の理事会において選考会を開催し、選出し、総会で選任する。

(選挙時期)

第5条 正会員の理事の選挙は、役員改選前年次に行う。

(選挙権)

第6条 選挙権の行使は、委任することはできない。

- 2 会費の納入が、過去1年以上経過しているものが有する。
- 3 支部選出の理事については、支部に住所を置く正会員が選挙権を有することができる。
- 4 県選出理事については、福岡県内外を問わず、2項を満たす本会正会員が選挙権を有することができる。

(被選挙権)

第7条 本役員選出規則第8条の規程により被選挙権は、正会員であり、かつ届け時に入会后3年以上経過している者で、会費を3年継続して納付している者が有する。

(選挙の告示)

第8条 選挙管理委員会は、選挙の実施について、以下の各項を告示しなければならない。

- (1) 理事定数
- (2) 立候補受付期間
- (3) 立候補手続き

(4) 投票期間

(5) 投票方法

(告示)

第 9 条 この細則により実施する選挙に関する告示は、本会ニュース及びホームページを用いて行う。また、必要な時は選挙広報を発行する。

2 告示期間は2週間とする。

(立候補の受付)

第 10 条 立候補受付期間は、告示期間終了翌日から1ヶ月以内とする。

(立候補の届出)

第 11 条 立候補の届出は、選挙管理委員会が定める様式をもって郵送又は本人持参で行う。

2 郵送の場合、締切日の消印を有効とする。

3 立候補の届書には、候補者の氏名、生年月日、住所、勤務先の名称及び所在地、略歴、立候補理由を明記し、正会員 8 人以上の推薦者名簿を添付しなければならない。

(推薦者名簿)

第 12 条 推薦者名簿には、推薦者 1 人以上による推薦理由を明記しなければならない。

(立候補一覧表の作成及び告示)

第 13 条 選挙管理委員会は、立候補受付期間後、すみやかに候補者一覧を作成し、本会ニュース及びホームページを用いて告示しなければならない。

(投票によらないで当選者を決定する場合)

第 14 条 候補者が定数を超えないときは、投票によらないでその候補者を当選者とする。

第 15 条 候補者が定数に満たないときは、選挙管理委員長は理事会に定数を補う候補者の推薦を依頼する。理事会において選考し、推薦されたその候補者を投票によらないで当選者とする。

(投票用紙の交付)

第 16 条 投票用紙は、選挙権のある会員に送付する。

(投票)

第 17 条 投票は、選挙管理委員会が交付した投票用紙を用いて、投票期間内に選挙管理委員会へ郵送または本人持参で行う。

(役職者の互選)

第 18 条 役職者の互選は、本会役職者の互選規定による。

(選挙記録の作成と提出)

第 19 条 選挙管理委員長は、選挙の経過を記録した選挙記録を作成し、役員改選年次理事会議長に提出しなければならない。

(改正)

第 20 条 この細則を改正しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

#### 附則

この細則は平成22年6月12日から施行する。

この細則は平成23年10月16日から施行する。

この細則は令和4年2月14日から施行する。